



平成26年10月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 伊藤



さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額等について（報告）

平成26年9月30日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

- ・ 月例給の水準は政令指定都市の平均に近いところにあり、改定を要する状況にはない。一方、特別給（期末手当）は、国の指定職職員の改定状況等を参考にしてきたこれまでの経緯を踏まえ、引上げ改定が妥当である。
- ・ 人事院の勧告・報告内容を参考にすることが合理的であり、本年の勧告・報告内容に鑑みれば、月例給・特別給ともに引上げ改定が妥当である。
- ・ 本市の一般職職員や国の指定職職員の給与改定状況等はあくまでも一つの外的な要因に過ぎず、必ずしもそれらに依拠して本市の特別職等の報酬・給料等の額を決定する必要はない。それよりも、各職の単年度における働き振りを見て、額の妥当性を判断すべきである。このような見地から、月例給・特別給とも据置きが妥当と考える。
- ・ 一般職職員の給与改定状況との均衡を考慮すべきだが、今年度は月例給・特別給とも改定を要する状況にはない。
- ・ 現行額が政令指定都市における平均的な水準にあるため、月例給・特別給とも改定を要する状況にはない。

- ・ 本市の一般職職員や国の指定職職員の給与改定状況等を反映し、ここしばらく引上げ改定は行われてこなかったが、両者ともに引上げ改定が見込まれる今年度の状況であれば、引上げ改定が妥当である。
- ・ 安さを競うのではなく、政令指定都市としての誇りを持って職務にあたってもらえるだけの給与水準をしっかりと維持していく必要がある。今年度は、月例給・特別給とも引上げ改定が妥当である。
- ・ 本年の人事院勧告は政府主導の「賃上げ」を反映したものと理解しているが、社会全体を見渡すと、景気の良さを体感できる状態には至っていない。このため、月例給・特別給とも、引上げ改定は時期尚早である。
- ・ 月例給については、これまでの本審議会の開催結果を見ると、一般職職員の改定率の累計値を基に改定を行っており、今年は昨年より累計値が縮小していることから、据置きが妥当である。一方、特別給については、平成19年以降、一般職職員の引下げ時には同様に引下げをして均衡を図ってきたことから、一般職職員が引上げとなる今年度は引上げ改定が妥当である。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については『据え置くことが適当』、特別給（期末手当）については『引上げの改定をするべき』との結論に達しました。